

障害者就労施設等

番号	就労施設等の種別	施設等の概要
1	就労移行支援事業所	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所 (※法第5条第13項)
2	就労継続支援事業所 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知的及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所 (※法第5条第14項)
3	生活介護事業所	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する事業所 (※法第5条第7項)
4	障害者支援施設	障害者支援施設(就労移行支援、就労継続支援、介護事業を行うものに限る。) (※法第5条11項)
5	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所 (※法第5条第25項)
6	小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として、同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設
7	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数の割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社
8	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主
9	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者
10	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法)